

法人役員(代表者または代表者以外)の変更

建築士事務所の開設者は、開設者が法人である場合、その役員(代表者または代表者以外)に変更があった場合は、2週間以内に変更届を提出してください。
(建築士法第23条の5)

■申請に必要な書類 <正・副2部提出>

[代表者の場合]

- ①建築士事務所登録事項変更届(様式3)
- ②添付書類
 - ・役員の氏名等(別紙1) ⇒ ※建築士法上の役員を記入
 - ・略歴書【登録申請者 添付書類(口)】
 - ・誓約書【添付書類(ハ)】
 - ・商業登記:登記事項証明書『履歴事項全部証明書』原本を正本に添付。
副本は写しでも可。登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたもの。

[代表者以外の場合]

- ①建築士事務所登録事項変更届(様式3)
- ②添付書類
 - ・役員の氏名等(別紙1) ⇒ ※建築士法上の役員を記入
 - ・商業登記:登記事項証明書『履歴事項全部証明書』原本を正本に添付。
副本は写しでも可。登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたもの。

※ 建築士法上の役員

業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者をいい、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない。
(登記簿上記載の無い執行役員も含まれるが、当該執行役員が建築士法上の役員に当たらないのであれば記載の必要はありません)

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

届出書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、変更通知書及び変更届出書(副本)の返信用封筒(切手貼付)も同封の上、提出してください。